

戦後責任と民間人戦争被害者救済

栗原 俊雄

今年7月8日、会期末の特別国会の参議院に、ある法案が提出された。第二次世界大戦の空襲や地上戦など民間人戦争被害者を救済するものだ。実に38年ぶりの提出。しかし与党自民党などの賛同が得られず、審議未了廃案となった。同法の制定を強く望み、運動を続けてきたのが全国空襲被害者連絡協議会(全国空襲連)だ。私は2009年から取材をしている。本稿では民間人戦争被害者救済問題と全国空襲連の歴史をふり返りつつ、法案の行方を考えてみたい。

7月24日、全国空襲連事務局次長の河合節子さん(87)は、廃案を受けての記者会見に臨んだ。「長く待ち続けた日を、みんな喜びました。でも扉は閉ざされてしまいました。81年前に命を落とした人たち、その後ずっと運動を続けてきた被害者の人たちに、どう報告すればいいのでしょうか」。筆者が河合さんの涙を見るのは、19年ぶりだった。

第二次世界大戦では、日本人だけで300万人以上が命を落とした。うちおよそ50万人は戦争末期、米軍による無差別爆撃によって虐殺された民間人だ。命を取り留めたものの、心身に傷を負った人。保護者を奪われた戦争孤児。ソ連によって最長11年拘束されたシベリア抑留者など、被害者はさらに多い。

戦争を繰り返した大日本帝国の時代には、軍人や遺族らにはさまざまな援護制度があった。だが日本を占領したGHQはこれを禁じた。たとえば軍人恩給のような制度が日本の軍国主義を支えている、と見たからだ。

日本政府は1952年、サンフランシスコ講和条約の発効により7年ぶりに独立を回復した。すると停止させられていた軍人や遺族らへの援護を始めた。敗戦までは民間人戦争被害者を救済する制度もあった。しかしこれは復活させず、民間の被害者には何の補償もしなかった。被害者が憤るの

は当然だろう。

1960年、敗戦後にカナダ政府に財産を没収された日本人の元移民が、日本政府に補償を求めて東京地裁に提訴した。これが、本格的な戦後補償裁判の始まりだ。

しかし、63年に原告は敗訴。東京高裁でも負けた。最高裁の判決は1968年11月27日。「戦争中から戦後占領時代にかけての国の存亡にかかわる非常事態にあつては、国民すべてが、多かれ少なかれ、その生命・身体・財産を耐え忍ぶべく余儀なくされていたのであつて、これらの犠牲は、いずれも、戦争犠牲または戦争損害として、国民のひとしく受忍しなければならなかったところであり、右の在外資産の賠償への充当による損害のごときも、一種の戦争損害として、これに対する補償は、憲法の全く予想しないところというべきである」。

要するに、「戦争では、程度の差はあつても、全ての国民がひどい目に遭つた。命を奪われた人、ケガをした人、財産を失つた人。こうした戦争被害はみんな耐え忍び、がまんしなければならなかった。憲法は、こうした戦争被害に対する補償は想定していない」という判決だ。これこそが「戦争被害受忍論」である。

この判決の後も、戦争被害者が国に補償を求める裁判が相次いだ。東京、名古屋、大阪など各都市の空襲被害者やシベリア抑留者らだ。しかし、受忍論という「法理」によってことごとく退けられた。

「軍人や軍属らは国が雇っていた。だから援護する。民間人は雇っていなかったから、その義務はない」。それが国の主張だ。国会では、立法による救済を求める動きがあった。1973年、野党第1党だった社会党を中心に議員立法「戦時災害援護法案」が提出された。しかし廃案に。以後1988年まで、計14回提出されたが実現しなかった。

被害者らはそれでも、2000年代に入って再び立ち上がった。2007年、東京大空襲の被害者ら131人が、国に補償を求めて東京地裁に提訴した。しかし2009年12月14日に敗訴。河合さんは原告の一人だった。空襲で母と幼い弟2人を亡くし、父は瀕死のやけどを負った。それを含めて、空襲の被害があり、民間人が補償されていないことは争いようのない事実だ。だから勝訴を確信していた。まさかの判決に「ひどいですよ。一言くらい謝って下さいよ」と涙を流した。

判決は原告の被害を認定し、かつ「原告らのような一般戦争被害者に対しても、旧

軍人軍属らと同様に、救済や援護を与えることが被告「国」の義務であったとする原告らの主張も、心情的には理解できないわけではない」とまで踏み込んだ。

であるならば、国に補償を認めてもおかしくない。しかし、判決は迷走した。要するに「当時の国民はほとんどすべてが何らかの形で戦争被害を負っていた。裁判所が何らかの基準を作って、その基準に達したかどうかで救済や援助の要否を区別し、救済などの対象になる者と、そうでない者を選別することなどできない」。

筆者はこの判決文を読んだとき、「何という責任放棄。司法の自殺だ」と感じた。原告たちは、裁判所に戦争被害者のうち援助の対象になる者とそうでないものを選んではしい、と求めているのではない。元軍人・軍属らにはさまざまな援護をしながら民間人にはしなかったことの違法性を認め、さらに後者への援護を実現する法律を作るよう、立法府に命じることだ。しかし、裁判所は原告たちのそうした願いを無視し、的外れな理屈を展開して退けた。

原告は東京高裁に控訴したものの、敗訴。2013年には最高裁で敗訴が確定した。一度も法廷が開かれないうままだった。

原告たちは、裁判闘争の一方で2010年に全国空襲連を結成していた。同じよう

に国に補償を求めて裁判を起こしていた、大阪大空襲の被害者らも参加した（この裁判も2014年、最高裁で原告敗訴が確定した）。翌年には、当時与党だった民主党の国会議員らを中心に、救済立法を目指す議員連盟が結成され、ともに立法による解決を目指し動き出した。

運動の一環として、河合さんたちは2019年4月、永田町で「こんにちは活動」を始めた。国会議事堂を仰ぐ、衆院第2議員会館前の歩道。原則として国会会期中の毎週木曜日の正午から1時間、行きかう国会議員や秘書、国会見学の市民らに呼びかける「民間人空襲被害者の救済はまだなされていません」「皆さんの将来に関わる問題です」。さらに、全国空襲連の訴えを記したリーフレットを配る。

2026年7月24日までに計188回。私は活動を知った19年6月から150回以上、活動を見てきた。衝撃的な出来事があったのは19年10月のことだ。

国会前では、さまざまな団体や個人がそれぞれのアピールをしている。拡声器を持って主張する人たち。横断幕を張り、その前に静かに座り込む人たち。河合さんたちは肉声で静かに呼びかけていた。

そこへ初老の男性が近づいてきて、いきなり怒鳴った。「アメリカ大使館前でや

れ!」。さらに大声でまくし立てた。

無差別爆撃を行ったのはアメリカ軍。補償はアメリカに求めろ、という主張だ。よくきく議論ではある。しかし、米軍の無差別爆撃の日本人被害者が、アメリカ政府を訴えることは、事実上不可能だ。

1952年、サンフランシスコ講和条約(サ条約)の発効により、日本は1945年の敗戦以来7年ぶりに独立を回復した。その際、米英などとの補償請求権を互いに放棄した。例えば、アメリカは日本の米兵捕虜虐待の補償を求めない。日本も、無差別爆撃への補償請求をしない。そういうことだ。

だから、河合さんたちがアメリカ大使館前で補償を求めたところで、米大使館員から「サ条約を読んで下さい。補償はお国の政府に求めて下さいね」などと言われるのがオチだ(実際は無視か、警備の日本人警察官に「排除」される可能性が高いが)。

私は男性に抗議しようかと思ったが、近くにいた警備員が男性を制止して終わった。

翌週も男性はやってきて、同じ事を叫んだ。私は我慢できなくなり、言い返した。「サンフランシスコ講和条約で、日本政府は戦争被害の補償請求権を放棄してるんですよ。そんなことも知らないんですか」。

すると男性は「戦争に負けたんだから仕方ないだろう!」と言い返した。私は「じゃあ、その負ける戦争を始めたのは誰なんですか。この人たちじゃないでしょう!」と言おうと思ったところ、またもや警備の人が間に入って、男性はその場を離れた。翌週以降は一度も現れていない。

河合さんたちは、三権からの切り捨てだけでなく世間の無知や無関心にも苦しめられているのだ。

さて、前述の国会議員連盟は一時の活動停止を経て、15年に再始動した。以降は、閣僚経験がある自民党の衆院議員が会長を務めてきた。だが、自民党内と所管の厚生労働省の反対は根強かった。「他の戦後補償問題に波及する」「戦後処理問題は終わっている」などの声があった。

2024年には平沢勝栄・現会長が就任。精力的に動いた。25年3月6日、石破茂首相は参院予算委員会で、空襲議連の舟山康江議員(国民民主)の質問に対して、「(戦後)80年という節目に行政が何ができるかよく考えて対応したい」と述べた。安倍晋三首相ら歴代首相の答弁は「議連の動きを見守る」という消極的な表現にとどまっていた。石破の答弁は、救済に向け一歩踏み込んだと受け止められた。

議連は同年5月、救済法案の確定稿を初

めて作成した。法案の柱は、空襲や沖縄戦など国内の戦闘で体や精神に障がいを負った人らのうち、法施行時点の生存者に1人50万円の一時金を支給することだ。外国籍でも対象となる。現在の試算では対象者は3000人、予算は15億円程度に止まる。それ自体巨額ではあるが、軍人・軍属らへの援護60兆円に比べたら、あまりに少額だ。さらに重要なのは前文で受忍論に触れ、国会や政府が被害者救済に動かなかった歴史を振り返ったことだ。受忍論を乗り越える宣言と言える。

しかし、期待した石破首相は選挙での敗北を受けて辞任した。ただ全国空襲連としては新たな光明も見えた。その後に自民党総裁選で、全国空襲連が立候補者5人にアンケートを送ったところ、高市早苗氏だけが回答を寄せた。「被害者の方々のご年齢を考えると、対策が急がれる問題でもある」との考えを示した。その高市氏が首相に就いたことで、全国空襲連の期待は高まった。だが、自民党は動かなかった。

「自民党の賛成を待たずに、野党だけでも法案を提出した方がいい。成立が難しくてもマスコミが報道し、世間の関心も高まるのが期待できる」。私はそう考え、議連のメンバーに繰り返し伝えた。しかし、議連は慎重だった。

シベリア特措法の意義と課題

―戦後補償の歩みの中で―

有光 健

だが、議連の有志がついに動いた。立憲民主、国民民主、公明、共産、れいわ新選組、チームみらい、社民、沖縄の風の8党派など野党が中心となった。しかし、与党の自民と日本維新の会が同調せず、委員会付託すらされないまま廃案となった。

「みなさんの問題です」。「こんにちは活動」で、河合節子さんはしばしばそう呼びかける。

政府は近年、「新しい戦争」への備えを進めている。戦争になったら、民間人に甚大な被害が及ぶのは必至だ。その場合、政府は戦争被害受忍論を持ち出すだろう。「民間人には補償しない。過去の戦争でもそうだったから」と。

差別の再生産を許さないために、受忍論を打破しなければならない。81年前の戦争被害者たちのためだけではない。私たちのために。私たちの未来のために。

参考文献

『戦後補償裁判 民間人たちの終わらない「戦争」』
(栗原俊雄・NHK出版新書・2016年)

(くりはら・としお／毎日新聞専門記者)

先の特別国会の終盤に参議院に空襲・

沖縄戦被害者救済法が提出され、改めて2010年に議員立法で制定されたシベリア特措法(「戦後強制抑留者に係わる問題に関する特別措置法」)が一つの先例として注目されている。同法制定に関わった者として、同法の意義と課題についてまとめておく。

いわゆる「シベリア抑留」は、1945年8月23日にソ連軍最高司令官のスターリンが出した秘密指令によって満洲(中国東北部)と北朝鮮にいた60万以上の日本の軍人・民間抑留者らが旧ソ連とモンゴルに移送され、飢えと寒さの中で苛酷な強制労働を強られて約1割の6万人以上が死亡した事件である(厚生労働省は抑留された人数は57万5千人、死亡者は5万5千人との推定値を発表しているが、実際はもっと多く、総数は61〜63万人、死亡者も6万人以上と日口の専門家は主張している)。戦後武装解除した日本軍兵士らを速やかに帰国させることを規定したポツダム宣言にも捕虜の最低限の権利を保障したジュネーブ条約にも違反した大規模な拉致であり、国家犯罪だった。

目的は、2千万人以上の犠牲を出したド

イツとの戦争によるソ連の労働力不足を補うためで、ドイツの降伏前から構想された大規模な計画で、移送先は東はカムチャツカから西はウクライナやモスクワまで、南はモンゴルや中央アジア、北は北極圏にまで及ぶ広大な範囲で、収容所は2300か所に及んだ。しかし、抑留された当事者らは、「日本に帰す」とだまされて移動させられ、どこに、何のために連れて行かれたのか、まるで分らず、秘密指令の存在と目的が明らかになったのは、ソ連崩壊後の1992年のことだった。

抑留された者の大部分は3〜4年で帰国できたが、関東軍の将校や特務機関員、憲兵、通訳などがスパイ容疑や反革命罪などの国内法で訴追され、長期刑を宣告されて、1956年10月の日ソ共同宣言まで11年間も抑留された。今年12月は、ソ連からの最後の引揚げ船が舞鶴に帰還してから70年になる。(なお、これら有罪とされた判決はソ連崩壊後に取り消され、名誉回復が行われたが、ウクライナ戦争後の2023年から、日本側の経済